



# 取扱説明書

マルチオイルチェンジャー

MD-90 ITEM No.881188



## 警告

安全のため、本製品のご使用前には必ずこの取扱説明書を熟読し、記載されている重要警告事項をよく理解してください。  
また、本取扱説明書をいつでも使用できるよう大切に保管してください。

YAMADA CORPORATION

## - はじめに

本書は、お使いになる本製品が故障なく十分に皆様のお役に立ちますことを念願として、正しい使用方法とご使用上の注意について説明したものです。この説明書を読む前に本製品の操作を行わないでください。特に、注意事項を熟読されると共に、常に手元においてご活用ください。なお、ご使用中に不明な点、不具合などありましたら、お買い上げの販売店、または裏面記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

## - 使用目的

本製品は、車両からの廃油を収納し、集中処理をするオールドレン（廃油受け）です。普通自動車、大型自動車の整備を目的として、コンパクトにデザインされています。

上抜き（レベルゲージからの吸引）にも対応する多機能タイプで、吸引状態や吸引量は透明なシリンダーから一目で確認することができます。

加圧エアにより、タンクに溜まった廃油の排出が簡単に行えます。

## - 警告・注意事項

本製品を安全にお使いいただくために、以降の記述内容を必ずお守りください。

本書では、警告・注意事項を絵によって表示しています。これは本製品を安全に正しくお使いいただき操作を行なう方や周囲にいる方々に加えられる恐れのある人身事故や、周囲にある物品への損害を未然に防止するための目印となるものです。その表示と意味は次のようになっています。内容を良くご理解いただくようによくお読みください。



### 警告

： この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡する可能性または重傷を負う可能性があることを示しています。



### 注意

： この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う可能性があること、及び物的損害が発生する可能性があることを示しています。

また、危害や損害の内容を示すために、上記の表示とともに以下の絵表示を使用しています。



この表示は、してはいけない行為（禁止事項）であることをあらわしています。表示の脇には具体的な禁止内容が示されています。








この表示は、必ず従っていただく内容であることをあらわしています。表示の脇には具体的な指示内容が示されています。






## - 使用上の注意

下記の警告・注意事項は大変重要ですので、必ず守ってください。

### 警告

-  - 作業中、保守要員の方は、本製品の操作、または保守を行う前に取扱説明書をよく読んで、完全に理解できるまでは作業を行わないでください。
-  - 作業場所及び本製品の保管場所は火気から隔離してください。火種が本製品内の廃油に引火した場合、火災が発生し大変危険です。
-  - 本製品は操作の性質上高温の廃油を取扱うことがあります。必要に応じて保護メガネや手袋を着用し、ヤケドを負わないようにしてください。
-  - 作業中及び作業終了後は、本製品が不意に移動しないように、傾斜地など不安定な場所での使用または放置をしないでください。本製品が勝手に移動することで物損事故や施設汚染などが発生する恐れがあります。このような二次災害に関しては使用者側の責任となります。
-  - 取扱う材料は地面などに直接排出しないでください。有害物質などの処分は材料メーカーの取扱注意事項（SDS など）や適用される法規に従ってください。また、本製品を廃棄する場合も、本製品内に残った材料を除去したうえで、法規に従って処分してください。（公認の産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。）

### 注意

-  - エンジンオイル以外の廃油回収に使用しないでください。その他のオイルの使用に関しては、お買い上げの販売店、または裏面記載のお問い合わせ先へご連絡ください。ただし、ゴムなどを腐食するような材料や、可燃性の材料は使用できません。（例：ブレーキフルード、ガソリン、シンナーなど）製造業者は、本製品に他の流体を使用したことによる不良あるいは危険な状況について、いかなる責任も負うことができません。
-  - 本製品を改造すると、人身事故や故障を生じる恐れがあります。危険ですので、絶対に改造しないでください。
-  - 廃油受け高さの調整の際、指などを挟まれますと思わぬケガをします。十分に注意して作業を行ってください。
-  - 廃油受けの許容荷重は 10kg です。許容荷重を超える荷重はかけないでください。
-  - タンクには 0.05MPa で作動するリリーフ弁が取付けられています。リリーフ弁が作動した場合は、直ちにエアの供給を停止してください。

#### <NOTE>

- ・作業中、油面計がレッドゾーンまで来たらタンクが満量です。直ちに作業を中止し、廃油の排出を行ってください。

# 目次

- はじめに	
- 使用目的	
- 警告・注意事項	
- 使用上の注意	
- 目次	
<b>1. 各部の名称</b>	
1.1 各部名称 .....	1
1.2 梱包内容 .....	1
1.3 組立手順 .....	2
<b>2. 使用前の準備</b> .....	2
<b>3. 使用方法</b> .....	3
<b>4. 保守・点検</b>	
4.1 保守 .....	6
4.2 故障の点検とその対策 .....	6
<b>5. 分解・組立</b> .....	6
<b>6. 部品分解図・パーツリスト</b> .....	7
<b>7. 仕様</b> .....	7
<b>8. 製品保証登録シート</b> .....	8
<b>9. 保証規定</b> .....	9

# 1. 各部の名称

## 1.1 各部名称



### 付属品リスト

- ① 廃油受け
- ② 油受けカバー (パンチングメタルフィルター付)
- ③ 固定キャスター (φ200mm×2)
- ④ 自在キャスター (φ75mm×2)
- ⑤ ハンドル
- ⑥ 流入ホース (1m)
- ⑦ 排出ホース (2m、U字ノズル付)
- ⑧ 廃油パイプ固定用ロックレバー
- ⑨ 廃油排出エア用口金
- ⑩ レギュレーター (2個)
- ⑪ ニップル (2個)
- ⑫ 口金 (2個)
- ⑬ 圧力計
- ⑭ 吸引シリンダー・イジェクター・吸引ホースのセット
- ⑮ 吸引ノズル (5本)
- ⑯ ノズルホルダーカバー

<NOTE>  
タイヤバルブは使用しません

## 1.2 梱包内容

本製品は、段ボールケースにタンクと付属品（付属品リストを参照）を別個に収納してあります。段ボールケースの上部を開梱し、各部の損傷及び付属品の有無を確認してください。

### 1.3 組立手順

- 1) 梱包状態では、車軸がハンドル固定用ブラケットによってタンクに固定されています。まずブラケットのボルトを緩め、車軸を取外します。(Fig.1.1)
- 2) 取外した車軸から六角穴付ボルトと座金を外します。タンクベースの車軸通し穴に車軸を通し、固定キャスター(φ200mm)を取付け、六角穴付ボルトと座金で固定します。
- 3) 自在キャスター(φ75mm)をタンクベースに組付けます。固定キャスター及び自在キャスターの高さの差により、ガタツキがある場合は、低い自在キャスターに付属の平座金をタンクベース下側に追加して調節します。(Fig.1.2)
- 4) ハンドルをハンドル固定用ブラケットに差込み、ボルトを締めて固定します。
- 5) タンクの下部にある排出バルブに排出ホース(2m)を取付けます。
- 6) パイプブラケットに、ロックレバーを取付けます。廃油パイプに廃油受けを取付け、廃油受けの上に廃油カバーを確実に差込みます。ロックレバーを緩める(反時計方向に回す)ことにより廃油パイプは必要な高さに上下することができ、ロックレバーを締める(時計方向に回す)ことにより廃油パイプの高さが固定されます。この時、ロックレバーを緩めると自重で廃油受けが下降しますので、必ず廃油パイプを支えながら高さ調整してください。(Fig.1.3)
- 7) 廃油パイプの下部と流入バルブを流入ホース(1m)で接続します。(Fig.1.3)
- 8) タンク前方上部にあるエア供給バルブに付属品のニップル、レギュレーター、口金を取付けます。各接続部にはシールテープを巻いてください。(Fig.1.4)
- 9) 吸引シリンダー・イジェクター・吸引ホースのセットをタンクに取付けます。
- 10) 真空引きバルブに、付属品のニップル、レギュレーター、口金を取付けます。各接続部にはシールテープを巻いてください。(Fig.1.5)
- 11) ノズルホルダーにノズルホルダーカバーを確実に差込み、吸引ノズル(5本)を収納します。



Fig.1.1

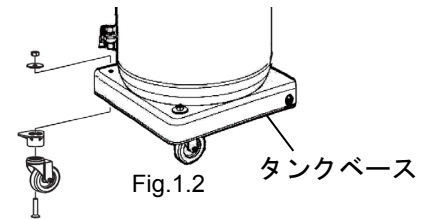


Fig.1.2



Fig.1.3

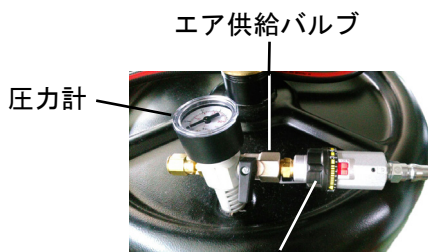


Fig.1.4

ニップル、レギュレーター、口金

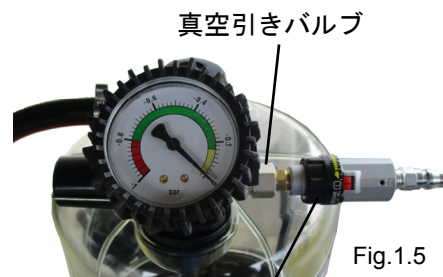


Fig.1.5

ニップル、レギュレーター、口金

### 2. 使用前の準備

廃油排出用エア供給口 (Fig. 1.3 参照) には、0.05MPa 設定のリリーフ弁が標準装備されていますが、供給エア圧は、エアレギュレーターで出来るだけ低く(0.3MPa 以下)調整してください。(Fig.2.1)



Fig.2.1

### 3. 使用方法

#### ⚠ 警告

- ! - 取扱う材料は、地面などに直接排出しないでください。有害物質などの処分は、材料メーカーの取扱注意事項（SDS など）や適用される法規に従ってください。

#### ⚠ 注意

- ⊘ - エンジンオイル以外の廃油回収に使用しないでください。その他のオイルの使用に関しては、お買い上げの販売店、または裏面記載のお問い合わせ先へご連絡ください。ただし、ゴムなどを腐食するような材料や、可燃性の材料は使用できません（例：ブレーキフルード、ガソリン、シンナーなど）。製造業者は、本製品に他の流体を使用したことによる不良あるいは危険な状況について、いかなる責任も負うことができません。
- ! - 本製品を移動する場合は、廃油受けを一番下げた状態にし、ハンドルを持って行ってください。
- ! - 廃油受けの許容荷重は 10kg です。許容荷重を超える荷重はかけないでください。

#### <オイルパンからの下抜き方法>

- 1) 排出バルブが閉じていることを確認してください。
- 2) リフトアップした車両のドレンプラグの下に、本製品を正しくセットしてください。
- 3) 廃油受けの高さを車両に合わせて調整してください。高さの調整は、廃油パイプを固定しているロックレバーを緩め（反時計方向に回す）、廃油パイプを適正な位置まで伸ばしてから再びロックレバーを締め（時計方向に回す）固定します。廃油パイプは一段式です。最大 1650mm の高さまで伸ばすことができます。
- 4) 吸引シリンダー上部のノブ位置を下にし、流入バルブを開きます。（Fig.3.1）
- 5) 車両のドレンプラグを外し、廃油を回収します。
- 6) 作業が終了したらロックレバーを緩め、廃油受けの高さを元の位置まで戻しておいてください。

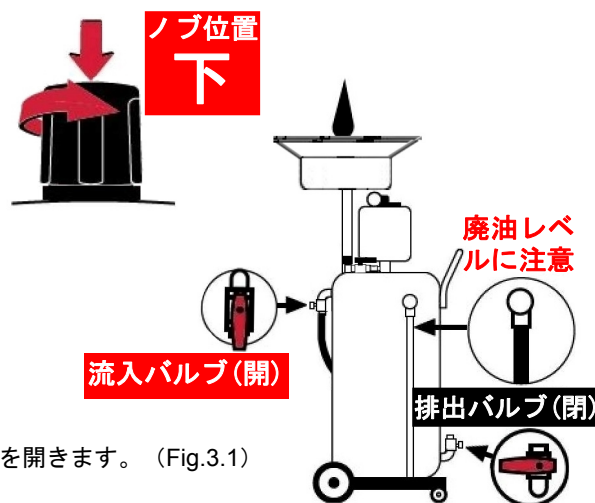


Fig.3.1

#### ⚠ 注意

- ! - 大型自動車の廃油を回収したり、その他の使い方により、一度に大量のオイルを受けると、オイルが溢れたり漏れたりする場合があります。
- ! - 作業時及び保管時の設置においては、傾斜のない場所を選定してください。
- ! - 廃油受けの高さ調整の際、ロックレバーを緩めると廃油受けの自重で廃油受けが下降します。指などを挟まれますと思わぬケガをしますので必ず廃油パイプを支えながら高さ調整をしてください。
- ! - 廃油回収の際、車両と廃油受けの距離は出来るだけ近くにしてください。飛散した廃油により、ヤケドを負う可能性があります。

### <レベルゲージからの上抜き方法>

#### ■吸引準備 (タンク・吸引シリンダーの真空引き)

- 1) 作業を行う車両近くの、水平で安定した場所に、本製品を設置します。
- 2) 作業を行う車両を、水温が安定するまで暖機運転します (エンジン停止後間もない場合は、そのまま作業ができます)。
- 3) 吸引シリンダー内に残油がある場合は、タンク内に排出します。(“■吸引シリンダーからタンクへの排出”を参照)
- 4) 吸引シリンダー上部のノブ位置を下にし、流入バルブ、排出バルブ、吸引バルブ、エア供給バルブを全て閉じます。(Fig.3.2)
- 5) エアホースを真空引きバルブに接続し、真空引きバルブを開いて、真空計が-0.7barになるまでエアを供給します。

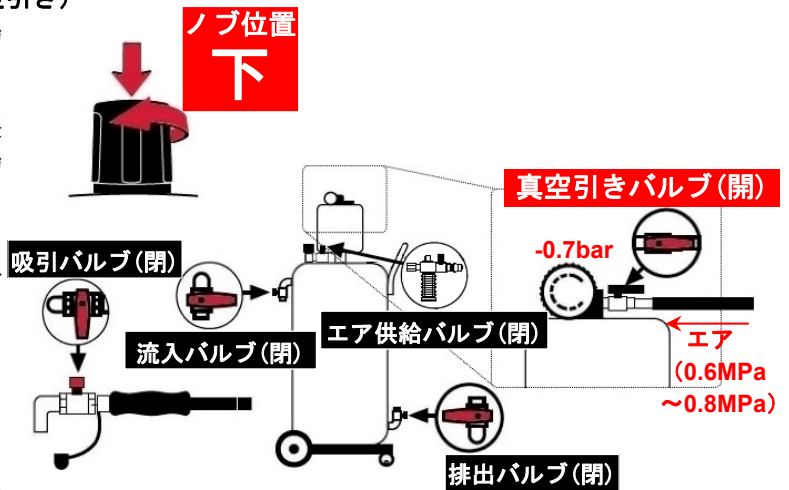


Fig.3.2

#### <NOTE>

- ・0.6MPa~0.8MPaのエア圧を供給してください。エア圧が低い場合、十分な真空度が得られず、その状態で使用すると吸引時間が長くなります。

#### ■吸引作業

- 6) 作業を行うエンジンのオイルフィルターキャップを外し、レベルゲージを抜きます。レベルゲージの首下長さとガイドパイプの内径から、適切なサイズの吸引ノズルを選択します。
- 7) 吸引ノズルをガイドパイプにゆっくりと確実に挿入します。(Fig.3.3)

#### <NOTE>

- ・絶対に無理には押込まないでください。途中で止まった場合は、少し戻してからゆっくり回しながら挿入してください。
- ・レベルゲージの長さから、ノズルの挿入深さを判断してください。
- ・当たりがあったら止めてください。
- ・当たりがない場合は、10cm程度抜いて再度ゆっくり挿入してください。

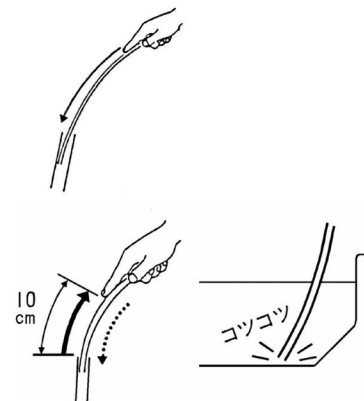


Fig.3.3

- 8) 吸引バルブのキャップを外し、吸引ノズルを接続します。
- 9) 吸引シリンダー上部のノブ位置を中にし、吸引バルブを開くと、廃油が吸引され吸引シリンダーへ回収されます。(Fig.3.4)
- 10) 気泡が入り始めたら、吸引ノズルをゆっくり出し入れし、吸い残しがないようにします。
- 11) 廃油の吸引が終わったら吸引バルブを閉め、吸引ノズルを取外し、キャップをします。ガイドパイプにレベルゲージを挿込み、オイルフィルターキャップをします。

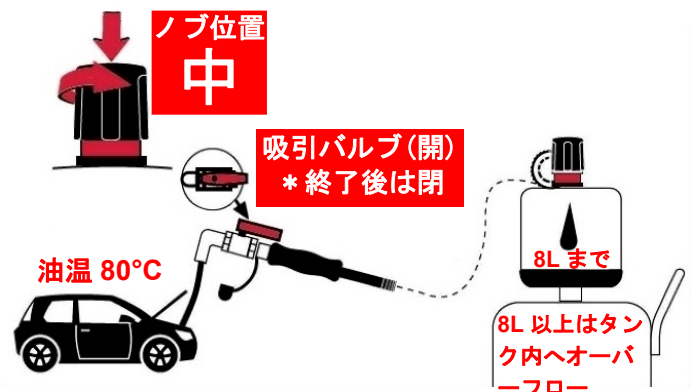


Fig.3.4

#### <NOTE>

- ・吸引シリンダーの容量は最大8Lです。それ以上の廃油はタンク内へ回収されてしまい、吸引量の確認ができなくなります。吸引中は、吸引シリンダーの廃油レベルに注意してください。



## ■吸引シリンダーからタンクへの排出

- 12) タンクの油面計を確認し、イエローゾーン以下であることを確認します。
- 13) 吸引シリンダー上部のノブ位置を下にすると、吸引シリンダー内の廃油がタンク内へ回収されます。(Fig.3.5)

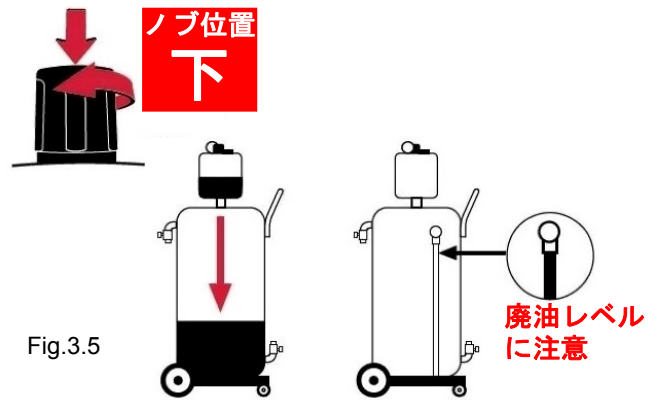
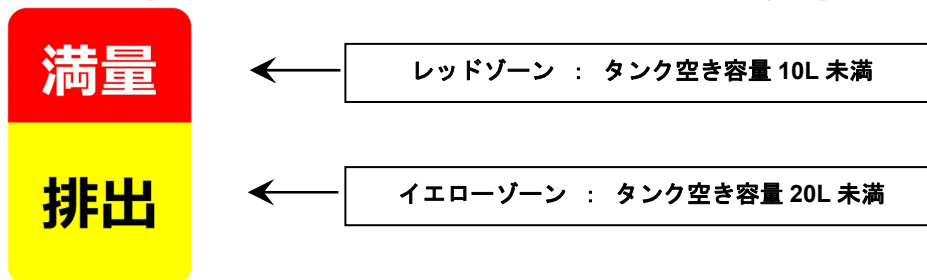


Fig.3.5

### ＜廃油の排出方法＞

タンクの油面計横の表示は、以下のようにタンク空き容量を示しています。作業中、油面計がレッドゾーンまで来たらタンクが満量です。直ちに作業を中止し廃油の排出を行ってください。(作業前に油面計を確認し、廃油量がイエローゾーンになっていたら廃油の排出を行ってください。)



## ⚠ 注意

- ❗ - エアホースを接続する前に、必ずエアレギュレーターのツマミを反時計方向に回し、圧力を0にしてください。タンクに加圧エアが供給され、不意にオイルが吐出する恐れがあります。
- ❗ - エアホースを接続する前に、必ず流入バルブを閉めてください。タンク内の廃油が廃油受けから吹き出し、周囲を汚す恐れがあります。



- 1) 廃油タンクなどの近くに本製品を移動してください。
- 2) 流入バルブ、排出バルブ、エア供給バルブを全て閉じます。
- 3) エア供給バルブにエアホースを接続してください。(供給エア圧力 0.1MPa 程度)
- 4) 排出ホース先端のキャップを外し、廃油タンクなどに差込み、手で保持してください。
- 5) 排出バルブ、エア供給バルブを開き、エアレギュレーターのツマミを徐々に右へ回していくと、廃油の排出を開始します。このとき、必要以上にエアレギュレーターのツマミを回さないでください。(Fig.3.6)
- 6) 途中、タンク内圧が高くなるとリリース弁が作動します。その場合は、エア供給バルブを閉じてください。余圧でそのまま廃油排出は継続されます。排出が遅くなった時は、再びエア供給バルブを開いてください。

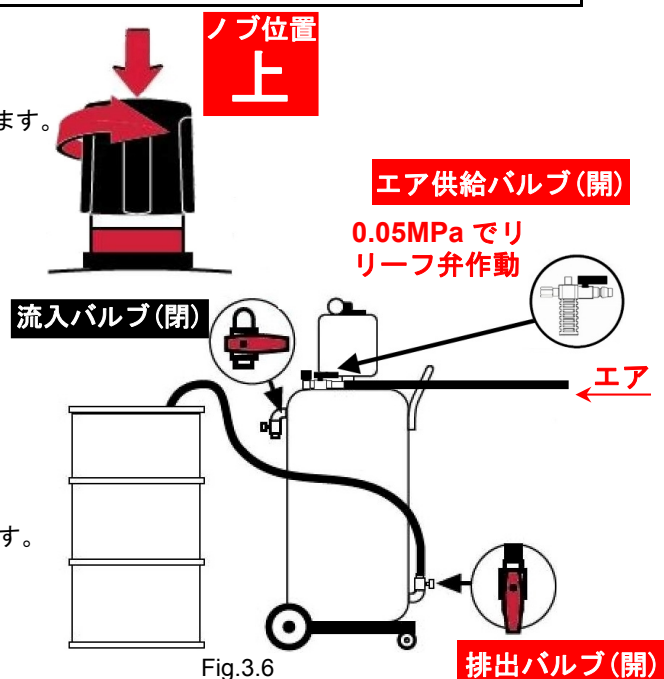






Fig.3.6

- 7) 廃油排出後、タンクが空になりますと排出ホース先端からエアが排出されますので、エア供給バルブ、排出バルブを閉じてエアホースを取外してください。

#### 4. 保守・点検

 <b>注意</b>	
	- ガソリンは高揮発性の燃料です。部品の洗浄などには絶対に使用しないでください。取扱いによっては引火・爆発の恐れがあります。
	- 部品の洗浄の際、アルミ、銅合金、鉄などを腐食するような溶剤は使用しないでください。
	- 本体の分解や点検など修理を行う前には、人身事故を防止するため必ず供給エアを止め、配管内及びポンプの残圧を開放してから行ってください。

#### 4.1 保守

周期	保守・点検の内容
毎日	① ホース、バルブの漏れ、摩耗や劣化の確認 ② 廃油排出時の作動状況確認 ・ 廃油が円滑に排出されているか ・ 廃油排出中に異音がないか ・ 摩耗や劣化などがいないか
1週間ごと	③ 廃油受けカバー内パンチングメタルフィルターを取外し清掃
1年ごと	④ 各部の接続箇所の緩み確認

#### 4.2 故障の点検とその対策

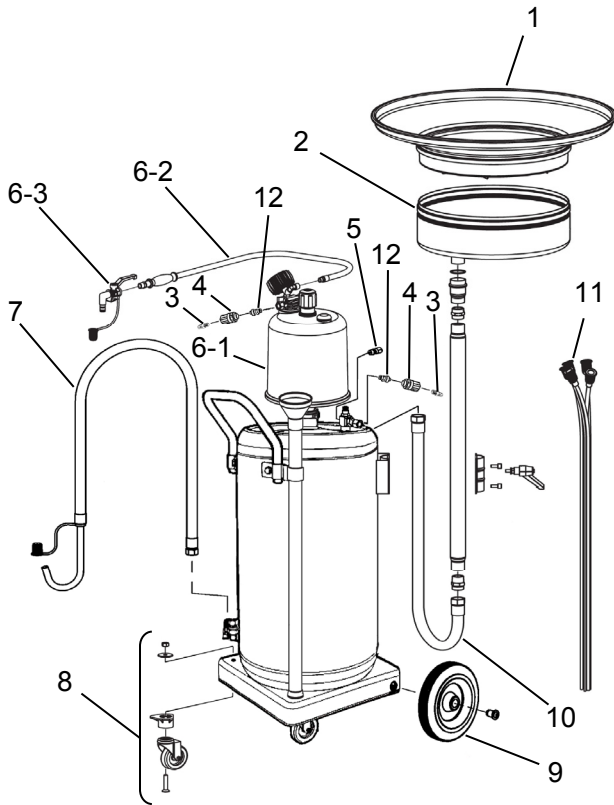
状 況	点 検 方 法	対 策
オイルが排出できない	・ エアが正常に供給されているか ・ 各バルブの開閉は適切か ・ タンクが空になっていないか	▶ 圧力チェック ▶ バルブを点検 ▶ 作業を終了する
オイルが油受けからタンクへ流入しない	・ 流入バルブが閉まっていないか ・ タンクが満量になっていないか ・ ノブが下段になっているか	▶ バルブを開ける ▶ 廃油を排出する ▶ ノブを下段にする
真空引きができない	・ 各バルブの開閉は適切か	▶ バルブを点検
オイルを吸引しない	・ エンジンオイルが冷えて固くないか ・ 吸引ノズルが塞がっていないか	▶ 暖機運転をする ▶ ノズルの清掃

#### 5. 分解・組立

ホース、ノズル類は、使用時間により摩耗や疲労によって破損していきます。各部品を定期的に点検して「6. 部品分解図・パーツリスト」を参照し交換を行ってください。

## 6. 部品分解図・パーツリスト

### ■ 881188 MD-90



No.	部品番号	部品名称	員数
1	R21556000	油受けカバー (パンチングメタル フィルター付)	1
2	R21557000	油受け	1
3	680743	口金	2
4	686467	レギュレーター	2
5	7418	リリース弁	1
6	R21634000	吸引シリンダーセット	1
6-1	—	吸引シリンダー	1
6-2	7398	吸引ホース	1
6-3	ZK09	吸引バルブ	1
7	7406	排出ホース	1
8	KZ01	自在キャスター	2
9	7404	固定キャスター	2
10	7475	流入ホース	1
11	ZKS80	L=800mm 吸引ノズル 5 本セット  <セット内容> L=800mm 吸引ノズルφ5mm L=800mm 吸引ノズルφ6mm L=800mm 吸引ノズルφ7mm L=800mm 吸引ノズルφ8mm L=800mm 吸引ノズルφ10mm	1
12	682119	ニップル	2

### 別売オプション

部品番号	部品名称	員数
F21563000	L=1200mm 吸引ノズル 4 本セット  <セット内容> L=1200mm 吸引ノズルφ6mm L=1200mm 吸引ノズルφ7mm L=1200mm 吸引ノズルφ8mm L=1200mm 吸引ノズルφ10mm	1

## 7. 仕様

製品番号	881188
型式	MD-90
油槽容量	90L
性能	廃油排出量 30L/min
外観寸法	全高 1300mm (最大 1650mm) 全幅 550mm 奥行 560mm 油受け φ570mm
質量	約 45.5kg

## 8. 製品保証登録シート

- ・お手数ですが、弊社 HP <https://www.yamadacorp.co.jp> からご登録または下記のシートをコピーして必要事項をご記入の上、下記弊社宛てにご送信ください。（フリガナ指定の項目は、必ずご記入ください。）

製品保証登録シート																														
フリガナ 貴社名 _____	フリガナ ご担当者名 _____																													
郵便番号 _____	ご所属 _____																													
フリガナ ご住所 _____ _____	ご連絡先 T e l . (        ) _____ - _____ F a x . (        ) _____ - _____ Eメールアドレス _____																													
<p>■貴社の業種を下記より選んで○で囲んでください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1. ガソリンスタンド</td> <td style="width: 33%;">2. 自動車整備業</td> <td style="width: 33%;">3. 自動車部品製造</td> </tr> <tr> <td>4. 車両・造船業</td> <td>5. 製鉄業</td> <td>6. 機械加工業</td> </tr> <tr> <td>7. 機械製造業</td> <td>8. 電気機械器具製造</td> <td>9. 半導体製造業</td> </tr> <tr> <td>10. 化学・プラント</td> <td>11. 建築・土木</td> <td>12. 塗料・インキ製造業</td> </tr> <tr> <td>13. 薬品・樹脂</td> <td>14. 食品製造業</td> <td>15. 塗装業</td> </tr> <tr> <td>16. 鉄道・バス・運輸業</td> <td>17. 窯業・陶器製造</td> <td>18. 印刷産業</td> </tr> <tr> <td>19. 鋳造業</td> <td>20. 石油産業</td> <td>21. 電気部品製造</td> </tr> <tr> <td>22. 軽金属・非鉄</td> <td>23. 織物・家具</td> <td>24. パルプ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">25. その他（詳しくご記入ください。 _____ ）</td> </tr> </table>				1. ガソリンスタンド	2. 自動車整備業	3. 自動車部品製造	4. 車両・造船業	5. 製鉄業	6. 機械加工業	7. 機械製造業	8. 電気機械器具製造	9. 半導体製造業	10. 化学・プラント	11. 建築・土木	12. 塗料・インキ製造業	13. 薬品・樹脂	14. 食品製造業	15. 塗装業	16. 鉄道・バス・運輸業	17. 窯業・陶器製造	18. 印刷産業	19. 鋳造業	20. 石油産業	21. 電気部品製造	22. 軽金属・非鉄	23. 織物・家具	24. パルプ	25. その他（詳しくご記入ください。 _____ ）		
1. ガソリンスタンド	2. 自動車整備業	3. 自動車部品製造																												
4. 車両・造船業	5. 製鉄業	6. 機械加工業																												
7. 機械製造業	8. 電気機械器具製造	9. 半導体製造業																												
10. 化学・プラント	11. 建築・土木	12. 塗料・インキ製造業																												
13. 薬品・樹脂	14. 食品製造業	15. 塗装業																												
16. 鉄道・バス・運輸業	17. 窯業・陶器製造	18. 印刷産業																												
19. 鋳造業	20. 石油産業	21. 電気部品製造																												
22. 軽金属・非鉄	23. 織物・家具	24. パルプ																												
25. その他（詳しくご記入ください。 _____ ）																														
ご購入年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	主なご用途																												
ご購入販売店		製品名（型式）																												
		製品番号																												
		SERIAL No.																												

※個人情報 は 当社の個人保護方針に基づき適切な安全対策のもと管理し、お客様の同意なく第三者へ開示、提供いたしません。

宛先  
株式会社 ヤマダコーポレーション  
営業本部  
TEL. 03-3777-4101  
FAX. 03-3777-3328

## 9. 保証規定

本製品は、厳重な検査に合格した後、皆様のお手元にお届けしております。取扱説明書、本体注意ラベルなどの注意書に従って正常なご使用をされたにも拘わらず保証期間内に万一、弊社の責任に基づく故障が起りました場合には、納入日より12か月を保証期間として、当該品を無償にて欠陥部品の手直し、修理、または新品と交換させていただきます。

ただし、二次的に発生する損失の補償及び次の場合に該当する故障についての保証は対象外とさせていただきます。

**1.保証期間：**製品を納入申し上げた日より起算して12か月間といたします。

**2.保証内容：**保証期間中に、本製品を構成する純正部品の材料、もしくは製造上の欠陥が表われ、弊社がこれを認めた場合、修復費用は全額負担いたします。

**3.適用除外：**保証期間中であっても、下記の場合には適用いたしません。

- (1) 純正部品以外の部品を使用された場合に発生した故障。
- (2) 使用・取扱上の過失による故障、保管・保安上の手入れ不十分が原因による故障。
- (3) 製品の構成部品を腐食・膨潤、または溶解するような液体を使用されて生じた故障。
- (4) 弊社、または弊社の販売店・指定サービス店以外の手によって分解修理がなされた場合。
- (5) 製品に弊社以外の手によって改造・変更が加えられ、これが原因で発生した故障。
- (6) パッキン、Oリング、ホースなどの消耗部品の摩耗。
- (7) 指定外の電源(電圧)で使用された事により発生した故障及び損傷。
- (8) お買上後の輸送、移動、落下などによる故障及び損傷。
- (9) 火災、地震、水害、及びその他天災、地変などの不可抗力による故障及び損傷。
- (10) 不純物や過度のドレンが混入した圧縮エアを動力として使用したり、指定の圧縮エア以外の気体・液体を動力として使用したりした場合に発生した故障。
- (11) 過度に摩耗性を有する材料や、本製品に不適當な油脂を使用された場合の故障。
- (12) 日本国外においてご使用の場合。

尚、本製品及びその付属品に使用されているゴム部品など、あらゆる自然損耗する部品、消耗部品ならびに下記部品については、保証の適用から除外させていただきます。

・ホース類      ・各種パッキン類      ・コード類

**4.補修部品：**補修用部品の最低保有期間は、製造打ち切り後5年とさせていただきます。製造打ち切り後5年を経過したものにつきましては、供給いたしかねる場合もございますので、何卒ご了承ください。

**MEMO.**



---

## 株式会社ヤマダコーポレーション

---

本社・営業本部 〒143-8504 東京都大田区南馬込1丁目1番3号

ホームページ <https://www.yamadacorp.co.jp>

E-mail [sales@yamadacorp.co.jp](mailto:sales@yamadacorp.co.jp)



札幌営業所 東京営業所 大阪営業所 福岡営業所

仙台営業所 名古屋営業所 広島営業所 相模原工場

---

**製品お問合せはこちらへ ☎0120-518-055**

202102.2528 AUT097U